

平成23年第4回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

開会期日 平成23年12月13日午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(11名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	奥田誠
5番	大石哲雄	6番	畑山豊
7番	沖田公子	8番	榎本敏
9番	木本眞次	11番	吉田盛彦
12番	井潤治		

欠席議員(なし)

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 平田隆文 局長補佐 嵯峨紀子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育委員長	木村悌吉	教育長	梅本昭二三
会計管理者	木村勝彦	総務政策課長	山本敏章
総務政策課 企画員	深見芳治	総務政策課 企画員	植本亮
総務政策課 企画員	家高英宏	総務政策課 企画員	山本剛士
住民生活課長	藪内博文	住民生活課 企画員	福田稔
住民生活課 企画員	福田睦巳	住民生活課 企画員	原宗男
税務課長	和田精之	税務課企画員	平田敏隆

税務課企画員	谷本芳朋	産業建設課 企画員	菅谷雄二
上下水道課長	植本敏雄	上下水道課 企画員	川口孝志
教育委員会 総務課長	笠松眞年	教育委員会 生涯学習課長	山崎一光

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 47号 平成22年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 48号 平成22年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 49号 平成22年度上富田町特別会計老人保健歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 50号 平成22年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 51号 平成22年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 52号 平成22年度上富田町特別会計共同汚水処理施設事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 議案第 53号 平成22年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 議案第 54号 平成22年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 議案第 55号 平成22年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 議案第 56号 平成22年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 議案第 57号 平成22年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について

- 日程第 1 5 議案第 5 8 号 平成 2 2 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算
認定について
- 日程第 1 6 議案第 5 9 号 平成 2 2 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出
決算認定について
- 日程第 1 7 議案第 6 0 号 平成 2 2 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算
認定について
- 日程第 1 8 議案第 6 1 号 平成 2 2 年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定に
ついて
- 日程第 1 9 議案第 6 2 号 平成 2 2 年度上富田町水道事業会計決算認定について
- 日程第 2 0 報告第 2 1 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 1 報告第 2 2 号 上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の
一部を改正する条例
- 日程第 2 2 議案第 7 3 号 上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例
- 日程第 2 3 議案第 7 4 号 平成 2 3 年度上富田町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 4 議案第 7 5 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正
予算（第 1 号）
- 日程第 2 5 議案第 7 6 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算
（第 1 号）
- 日程第 2 6 議案第 7 7 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計介護保険補正予算
（第 2 号）
- 日程第 2 7 議案第 7 8 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算
（第 3 号）
- 日程第 2 8 議案第 7 9 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業
補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 9 議案第 8 0 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業
補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 0 議案第 8 1 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正
予算（第 1 号）
- 日程第 3 1 議案第 8 2 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算
（第 1 号）
- 日程第 3 2 議案第 8 3 号 平成 2 3 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 2 号）

- 日程第 3 3 議案第 8 4 号 工事請負契約の締結について（平成 2 3 年度 第 1 号
保育所建設事業 統合保育所建築工事）
- 日程第 3 4 議案第 8 5 号 工事請負契約の締結について（平成 2 3 年度 第 2 号
保育所建設事業 統合保育所建築機械設備工事）
- 日程第 3 5 議案第 8 6 号 工事請負変更契約の締結について（平成 2 2 年度 繰越
第 1 号 中学校管理事業 上富田中学校校舎耐震化改修
工事）
- 日程第 3 6 議案第 8 7 号 工事請負変更契約の締結について（平成 2 3 年度 第
1 - 1 号 公共下水道事業 朝来下水道管（ 2 2 工区）
布設工事（補助））

開 会 午前9時30分

議長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

平成23年第4回定例会を開催するにあたり、議員各位のご出席をいただき開会できますことを厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第4回上富田町議会定例会を開会します。

なお、当局より、産業建設課脇田課長並びに三栖企画員より欠席届が出ております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（奥田 誠）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において9番、木本眞次君、11番、吉田盛彦君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（奥田 誠）

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月21日までの9日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、会期は9日間に決しました。

日程第3 諸般の報告

議長（奥田 誠）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

議会事務局長（平田隆文）

諸般の報告をいたします。

平成23年9月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の規定により出席要求した12月定例会の説明員については、お手元に配付しておりますのでよろしくお願ひいたします。

また、各常任委員会の所管事務調査報告書と本定例会までに提出されています重度心身障害児(者)医療費助成事業の継続を引き続きお願ひする要望書、災害時透析患者の防災と透析の確保のお願ひの要望書につきましては、お手元に配付しておりますので、お目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りは、本日、12月13日午後3時までとなっておりますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議長（奥田 誠）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

おはようございます。

本日、ここに平成23年第4回上富田町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しい中、ご参集を賜りまして厚くお礼を申し上げます。また、平素は、町政発展のために格段のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝を申し上げます。

さて、本年度を振り返ってみますと、3月11日に東北地方・太平洋沖地震により大津波が発生し、東北地方の太平洋沿岸部は壊滅的な被害を受けました。また、9月には台風12号と15号が紀伊半島に大雨による甚大な被害をもたらしました。このような異常気象による大災害が、全国各地にその爪跡を残しています。幸い上富田町では、大型で強い台風12号による人的被害は発生していませんが、現在、公共施設の災害復旧工事に全力で取り組んでいるところであります。

農産物につきましては、5月の台風2号の被害に始まり、6月から8月にかけての長雨による日照不足の影響で、9月の台風被害等1年間を通じて大変な年でありました。ミカンの作柄は全国的な傾向としては低糖・酸低の状況にあり、市場の売れ筋は安価で味のよいものが主流となり、販売は大変厳しい状況であります。

また、世界に目を向けますと、ＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉がアジア太平洋地域の国々で取り組まれており、この交渉は、「物品の関税の撤廃・削減」、「政府調達」、「知的財産権」、「サービス」、「環境」、「労働」、「電子商取引」等あらゆる分野で自由化についての包括的協定として進められているところであります。

今後、政府の動向を見きわめていかなければならないと考えています。全国町村会では、ＴＰＰ交渉に対しては反対決議を行っているところでございます。

また、町の施策の現状と防災関係につきましては、町内１５会場で出前講座として町政報告会を兼ねて開催し、町民の方々に現状と各地域での防災・減災について一定の報告をしております。

財政的には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率の公表をしたところでありますが、今後、財政健全化計画に基づきまして、住民生活に緊急度が高い施策を優先し取り組んでいく所存でございますので、ご理解とご協力をお願いします。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いします議案は、平成２２年度の一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算認定１６件、専決処分による条例の一部改正の報告が２件、条例の一部改正が１件、平成２３年度一般会計並びに特別会計補正予算が１０件、工事請負契約並びに工事請負変更契約の締結の４件の合計３３件でございます。

それでは、ご審議をお願いいたします議案等につきまして、その概要をご説明いたします。

議案第４７号から６２号までの案件につきましては、平成２２年度上富田町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算認定であります。決算審査特別委員会におきまして、慎重なご審議とご示唆をいただいております。何とぞ本議会におきましてはご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、報告第２１号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。本条例につきましては、勤務１時間あたりの給与額の算定方法の改正並びに本年度の人事院勧告及び和歌山県人事委員会勧告による給与改定等に準じて改正するものであり、平成２３年１１月３０日付で専決処分しましたので、これを報告し、ご承認をお願いするものでございます。本年度の人事院勧告は、厳しい経済雇用情勢を反映し、公務員給与と民間給与との格差を解消するために、一般職員の給与月額につきましては中高年齢層、４０歳以上になりますけど、を対象に平均０．２６％引き下げるものであります。

報告第２２号は、上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例であります。本条例につきましては、さきの報告第２１号の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例と同様、所要の措置を講じたものでございます。

議案第73号は、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例であります。この改正案につきましては、障害者自立支援法の平成23年10月の一部改正に伴いまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正が施行されましたので、それに基づき本条例の一部を改正するものであります。

議案第74号は、平成23年度上富田町一般会計補正予算（第4号）であります。今回、既定額に1,610万4,000円を追加し、予算総額を64億6,981万9,000円と定めております。なお、今回の補正にあたり、職員の人事異動に伴う職員給与等については特別会計を含め全般的に補正措置をしていますが、本年度の人事院勧告による給与改定につきましては、補正予算に反映しておりません。平成23年度の普通交付税につきましては、子ども手当の支給等に関する特別措置法の成立による再算定によりまして16億470万8,000円となる見込みであります。

補正予算の主な内容は、総務費では防災行政無線音達調査業務委託料及び修繕費で250万3,000円を措置し、住民基本台帳法改正に伴う関連調査のコンピューターシステム改修委託料405万3,000円を追加し、既存の住民基本台帳改修委託料314万9,000円等を減額措置しております。

民生費では、国民健康保険会計へ繰出金としまして6,242万2,000円、介護保険への繰出金は102万9,000円、扶助費で重度心身障害者医療費、乳幼児医療費、ひとり親家庭医療費、障害福祉サービス・利用者サービス費で5,650万9,000円、大谷高齢者憩の家改修事業で143万9,000円を措置しております。また、子ども手当等費6,557万5,000円、統合保育所建設事業費は1億3,434万9,000円を減額措置しております。

衛生費におきましては、合併処理浄化槽補助金で490万5,000円、農林水産業費では、戦略作物生産拡大関連緊急整備事業費負担金で728万円、土木費では、町営住宅飛曾川団地3棟のガス配管修繕料250万円を措置し、栗ヶ谷住宅建築事業では8,286万7,000円を減額措置しています。

教育費では、上富田中学校屋内運動場耐震化改修事業費9,470万円を措置しています。

公債費では、起債の繰り上げ償還で3,562万7,000円を措置しています。

一方、歳入につきましては、富田川治水組合からの富田川流域環境整備負担金で1,024万4,000円を災害復旧に充当するとともに、国・県補助金及び町債等を見込み措置しております。

次に、議案第75号は、平成23年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）でございます。今回、既定額に2億4,249万9,000円を追加し、予

算総額を21億4,293万9,000円と定めております。補正予算の主な内容は、保険給付費の追加措置及び過年度分医療給付費負担金返還金2,772万円を措置しております。

議案第76号は、平成23年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算(第1号)でございます。今回、既定額に29万8,000円を追加し、予算総額を2億2,356万8,000円と定めております。補正予算の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金及び過年度保険料の還付金を措置しております。

議案第77号は、平成23年度上富田町特別会計介護保険補正予算(第2号)でございます。今回、既定額に544万2,000円を追加し、予算総額を11億5,543万9,000円と定めております。補正予算の主な内容は、居宅介護サービス給付金で1,447万4,000円、介護予防サービス費340万円を追加し、施設介護サービス給付費1,787万4,000円を減額する組み替え及び過年度分介護給付費負担金国庫返還金437万2,000円を措置しております。

議案第78号は、平成23年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第3号)でございます。既定額から924万1,000円を減額し、予算総額を6億6,004万6,000円と定めております。補正予算の内容は、人件費の減額によるものでございます。

次に、議案第79号、平成23年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算(第2号)及び議案第80号、平成23年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算(第2号)につきましては、起債の繰り上げ償還金を措置しております。

議案第81号、平成23年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算(第1号)につきましては、既定額に58万3,000円を追加し、予算総額を1億8,421万9,000円と定めています。補正予算の主な内容は、各処理施設の修繕料、光熱水費等を措置しています。

議案第82号、平成23年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算(第1号)につきましては、人件費の減額措置でございます。

議案第83号は、平成23年度上富田町水道事業会計補正予算(第2号)でございます。今回、既定額に1億7,892万9,000円を追加し、予算総額を9億6,639万7,000円と定めております。補正予算の主な内容は、企業債の繰り上げ償還金1億7,862万9,000円等を措置しております。

議案第84号は、工事請負契約の締結について(平成23年度 第1号 保育所建設事業 統合保育所建築工事)でございます。今回、5社の指名競争入札によりまして株式会社後工務店と一金2億6,250万円で契約を締結しております。工事内容につま

しては、統合保育所建築工事の木造、これは一部鉄骨造りになりますけど、平屋建ての1棟1,419.34平米と外部倉庫棟工事、プール設置工事、外溝工事を施工するものでございます。

議案第85号は、工事請負契約の締結について（平成23年度 第2号 保育所建設事業 統合保育所建築機械設備工事）でございます。今回、10社の指名競争入札によりまして株式会社光和設備上富田営業所と一金4,274万250円で契約を締結するものであります。工事内容につきましては、統合保育所建築工事、外部倉庫棟工事、プール設置工事等に付随する機械設備工事を施工するものであります。なお、本工事につきましては、本年度より2年間の債務負担行為により実施するものでございます。

議案第86号は、工事請負変更契約の締結について（平成22年度 繰越第1号 中学校管理事業 上富田中学校校舎耐震化改修工事）であります。本議案につきましては、平成23年6月議会定例会でご承認をいただきました上富田中学校校舎耐震化改修工事の工事内容を変更するものであります。変更契約の主な内容は、校舎南側にあります井戸の上部部分につきまして生徒の通行等に支障があり、安全等を考え平坦に改修するもので、契約金額に73万7,100円を増額し、契約金額を9,219万6,300円とするものでございます。

議案第87号は、工事請負変更契約の締結について（平成23年度 第1-1号 公共下水道事業 朝来下水道管（22工区）布設工事（補助））であります。本事業につきましては、平成23年9月議会定例会でご承認をいただきました朝来下水道管（22工区）の布設工事の工事内容等を変更するものであります。変更契約の主な内容は、今回、口径150ミリのリブ付き管261メートルの布設工事を追加するもので、1,606万8,150円を増額するものであります。

以上が本定例会に上程します諸議案の概要であります。詳細につきましては、担当課長並びに企画員より説明しますので、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

日程第4 議案第47号～日程第19 議案第62号

議長（奥田 誠）

この際、日程第4 議案第47号、平成22年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第19 議案第62号、平成22年度上富田町水道事業会計決算認定についての件まで16件を一括議題とします。

決算認定の件については、決算審査特別委員会においてご審議を賜っております。お手元に配付してありますとおり決算審査報告書が提出されていますので、事務局より朗読

させます。

事務局長。

議会議務局長（平田隆文）

朗読いたします。

平成23年12月13日、上富田町議会議長奥田 誠殿。

決算審査特別委員会委員長三浦耕一。

決算審査報告書。

平成23年第3回9月定例会において本委員会に付託された各会計の決算認定については、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、議件。議案第47号、平成22年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第48号、平成22年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について、議案第49号、平成22年度上富田町特別会計老人保健歳入歳出決算認定について、議案第50号、平成22年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業歳入歳出決算認定について、議案第51号、平成22年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について、議案第52号、平成22年度上富田町特別会計共同汚水処理施設事業歳入歳出決算認定について、議案第53号、平成22年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について、議案第54号、平成22年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について、議案第55号、平成22年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について、議案第56号、平成22年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について、議案第57号、平成22年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について、議案第58号、平成22年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について、議案第59号、平成22年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について、議案第60号、平成22年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について、議案第61号、平成22年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について、議案第62号、平成22年度上富田町水道事業会計決算認定について。

2、審査結果。全議案を認定とする。

3、審査年月日。平成23年9月28日、10月11日、10月12日、10月13日、10月14日、10月25日、11月2日。

4、審査内容は別紙のとおり。

以上です。

議長（奥田 誠）

本件について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長 3番、三浦耕一君。

3番（三浦耕一）

おはようございます。決算審査特別委員会の報告をいたします。

平成22年度一般会計並びに各特別会計の決算認定につきましては、9月定例会において決算審査特別委員会に付託され、閉会中7日間にわたり審査を行いました。

当委員会に付託された議案第47号、平成22年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から、議案第62号、平成22年度上富田町水道事業会計決算認定についての件まで16件についての審査結果は、委員会として認定とすることに決定しました。

決算審査報告書を提出していますので、簡単にその内容について報告をさせていただきます。

まず初めに、3ページ、4ページの一般会計につきましては、歳入歳出関係と年度別の一般会計収支実績表を記載しています。

平成22年度決算額の歳入歳出差し引き額は1億967万4,000円で、翌年度へ繰り越しすべき財源1,185万4,000円を除いた実質収支は、9,782万円となっています。

3ページの歳入関係について、まず、対前年度で比較すると減額となった主な項目では、ゴルフ場利用税交付金ではマイナス27.2%、1,265万6,000円の減、自動車取得税交付金でマイナス19.2%、422万8,000円の減となっております。

一方、町税全体でプラス0.4%、金額にして581万9,000円の増、繰入金でプラス157.9%、1億1,778万9,000円の増となっております。町税では、前年度と比べて町民税で1.9%の増、固定資産税で1.3%の減、町たばこ税で2.7%の増、入湯税で7.1%の減となっており、軽自動車税については2.7%の増となっています。

また、ゴルフ場利用税交付金については、町内2カ所のゴルフ場で平成22年度中では延べ5万195人の入場者となっており、前年度より延べ1万9,841人の減となっています。

町たばこ税についても、平成18年度には1億76万5,000円あった収入も、当時と比べると平成22年度では1,004万2,000円、10%の減となっており、町内においても年々禁煙者が増えつつあることがうかがえます。

国庫支出金が1億3,237万2,000円、13.9%の減となった一方、地方交付税で1億4,222万5,000円、8.4%、財産収入で463万7,000円、13.4%、他に、諸収入、町債等が前年度と比べて増加しており、財産収入では町有財産の高速道路用地売却によるものが主な理由となっています。

年々、地方財政が厳しさを増しており、我が町においても財源の確保が極めて厳しい状況となっています。自主財源は、対前年度に比べて2億3,270万3,000円、11.7%の増となっており、これは地方交付税の増加と、砂利、老人保健、丹田台共同汚水処理の3特別会計の廃止などによる一般会計への繰り入れが原因となっています。

いずれにしても、自主財源の多寡は行政活動の自主性と安定性を確保しうるかどうかの尺度となるものであるから、今後もできる限り自主財源の確保に努めるべきと考えます。

また、事業の推進にあたっては、国・県支出金等の依存財源の確保にも一層の努力をされたいと指摘をしているところです。

次に、4ページの歳出関係について性質別の構成比では、消費的経費が53.9%、金額にして32億7,940万6,000円で、このうち人件費は前年度に比べて1.3%の減、維持補修費では5.8%の減となっており、人件費の理由としては、やはり職員の削減等によるものです。

一方、物件費では0.7%減、扶助費では36.8%の増、補助費等では18.8%の減となっています。これは、物件費では定額給付金事業の臨時傭人料の減額によるもの、また、扶助費については子ども手当の創設による増、障害者福祉サービス費の増、補助費等については、定額給付金事業の終了による減、紀南病院の負担金及び丹田台共同汚水処理の公共下水道への加入負担金の減によるものであり、全体的に消費的経費は前年度に比べ0.4%、金額にして1,370万1,000円減少しています。

次に、投資的経費の構成比は16.7%、金額にして10億1,546万2,000円で、普通建設事業費について見ると、対前年度比では24.6%の増となっています。これは、補助事業費では岡小学校屋内運動場建築、高速道路関連事業、スポーツセンター改修事業が主な増加の理由で、また、単独事業については、今年度は国の交付金を活用した事業等を実施したことが増加の理由となっています。

当年度一般会計収支実績では、実質収支で9,782万円の黒字、単年度収支についても1,399万3,000円の黒字となっています。厳しい財政事情が続く中で行財政改革の効果があらわれていると考えるが、今後においても行政効果の検討や事務事業のさらなる見直しを行うことはもとより、施策の選択、再構築など限られた財源を有効に活用され、強固で弾力的な財政体質を確立し、健康で明るく豊かなまちづくりに向け

て、なお一層の努力を望むものです。

次に、5ページは歳入の年度別、款別の状況の表を記載しています。

平成22年度の歳入合計のうち自主財源は35.9%、また、依存財源では64.1%の構成比となっています。

また、6ページでは自主財源と町税の状況を示しており、自主財源を確保して、歳入構成が安定的となるよう創意工夫が必要になると思われるので、さらなる努力をされたいとしています。

町税の収入額は14億4,880万3,000円で、全体的に見ると前年度より0.4%増となっています。各税の増減について、記載のとおりです。

また、町税の未収金は総額で1億1,313万4,000円、徴収率については昨年度より0.8%アップの92.6%となっています。徴収率の高い低いが町の財政運営に大きな影響を及ぼすことになるので、今後も徴収率の向上に努め、また、税負担の公平に反することにならないよう、納税意識の普及向上に努力されたいと指摘をしています。

7ページの町債の状況では、本年度の借り入れ額は一般会計で5億9,678万4,000円、前年度に比べて18.2%の増となっています。償還金は後年度においての財政負担になるので、今後においても償還能力を十分考慮し、引き続き適正な財政運営に努められたい。

また、7ページから9ページにわたり、歳出について各年度の目的別決算額、消費的経費、投資的経費、経常収支比率、公債費のそれぞれの状況を記載しています。

本年度の経常収支比率は88.5%となっており、経常収支比率は一般的に市町村では75%以下が望ましいとされているので、今後も経常経費の抑制に留意し、一層財政構造の弾力性の確保に努められたい。

公債費の状況としては、実質公債費比率が19.8%となっており、実質公債費比率が高いほど財政の硬直化が進んでいることを示すことになるので、今後、なお一層適正化を図り、財政の健全化に努力されたいと指摘をしているところです。

次に、10ページの各特別会計の決算額表についてです。15の特別会計についての決算額を記載しています。各特別会計につきましても、それぞれ審査を行いました。

その概要を申し上げますと、まず初めに11ページの国民健康保険事業会計です。

平成22年度の決算額、実質収支は2,195万3,000円の黒字になっております。なお、平成22年度決算における前年度繰り上げ充用金2,518万9,000円については、一般会計繰入金で補てん、平成20年度からの段階的な国保税の税率改定、また徴収体制の強化による収納率の向上等により、平成22年度、単年度においては黒

字決算と一定の効果が見受けられます。

しかし、療養給付費負担金や各種交付金については翌年度精算であること、療養費については診療報酬改定の影響もあり、対前年度比11.96%、約1億1,000万円の増と、近年に見られない伸び率を示しております。

健診事業においては、平成22年度特定健診の受診率が補助金実績ベースにおいて35.61%と、対前年度で約15%上昇され、県下では2番目となっており、また各種健診事業（主としてがん検診）においても前年度より受診率が向上され、未受診対策の効果が顕著に見受けられます。今後も高齢者社会に伴う医療費の増加が懸念されており、国保財政においては依然厳しい状況が続くことが予想されております。

また、基金についても枯渇状況であることもあり、ちなみに平成23年度国保税においては段階的な値上げ計画の中、対前年度5.5%の値上げを行われております。景気低迷の中、税負担にも限界があるものと思われまので、健康対策、収納対策等に力を注ぐとともに、さまざまな医療制度の改正もかんがみ、医療費の抑制、安定した国保財政の運営に努められたい。

なお、国民健康保険の実態（平成22年度版）によると、上富田町の1人あたり療養諸費用額は22万5,939円と、前年度に引き続き県下では2番目に少ない医療費となっております。参考、一番少ない町、みなべ町、21万4,689円。

次に、町営砂利採取碎石事業会計についてです。

昨年度に続き平成22年度会計についても、主に基金からの繰り入れ等による運営となっております。また、当会計は平成22年度をもって廃止となっております。

次に宅地造成事業会計の決算は、実質収支が4億7,758万7,000円の赤字となっております。多額の赤字が生じている中で、分譲宅地の早期売却、保有土地の売却に向けての年次計画の策定等を行い、健全財政の運営維持に努められたい。

共同汚水処理施設事業会計は、平成22年度決算をもちまして一般会計へと移行してまいります。これによりまして、今年度一般会計に6,454万9,000円を繰出金として拠出しています。使用料の未収金も残っている中、今後とも未収金対策に努力し、不公平さが生じないように努められたい。

宅地取得資金・住宅新築資金貸付事業会計については、和歌山県住宅新築金等貸付金回収管理組合を設立し、管理と回収に関する事務等を共同処理することになり、現在、当町においても1名の職員を派遣し、徴収等の取り組みを進めています。今後、滞納額の徴収については万全を期されるよう努められたい。

農業集落排水事業会計については、全地区に供用を開始し、つなぎ込み率も年々増えてきています。今後つなぎ込み率の向上に向けた努力や、施設の維持管理と公共水域

の水質保全の貢献に努められたい。また、使用料の未収金についても、今後、滞納額が増えないよう努力されたい。

なお、各地区のつなぎ込み率については記載のとおりです。

公共下水道事業会計では、平成19年の供用開始から5年目となりました。供用開始区域につきましても、平成23年3月現在72.8ヘクタールとなり、全体計画の25.6%となりました。

また、平成22年5月より丹田台地区についても公共下水道として接続し、これによりましてつなぎ込み率も平成23年3月末では1,311戸のうち605戸の接続で、46.1%となっています。今後も加入率の向上を図るとともに、公共下水道の整備に努められたい。

介護保険会計については、保険給付費が前年度より2.8%、2,653万円の増となっており、介護保険事業は年々サービス利用者が増えてきている状況です。町では介護予防事業等に積極的に取り組み、保険給付費の抑制に努めているが、介護を必要とする人の増加が予想されます。介護予防を含めた介護保険事業の効率的かつ安定的な保険財政の確保に努められたい。また、保険料では普通徴収での未納が発生している。被保険者に対しては、制度の大切さをより一層周知され、未収金の徴収に努められたい。

水道事業会計については、当年度純利益6,288万3,000円、前年度未処理欠損金5,808万6,000円であり、当年度未処分利益剰余金として479万7,000円となっています。会計としては、本年度初めて剰余金が発生しましたが、今後においても、更に公営企業の原則である経営の健全化に取り組み、安全で安定した水の供給に努められたい。

以上、各特別会計についても指摘をしているところです。

また、平成19年6月に制定された地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、健全化判断比率及び公営企業の経営の健全化に関する資金不足比率の公表が、昨年度の決算から適用となっています。

平成22年度の決算については基準内となっていますが、今後においても財政の健全化には十分留意されたい。

次に、15ページから16ページについては、未収金関係です。平成22年度末の現年度分についての収入未済額、徴収率についても記載しています。

未収金については、全会計を一括して内容の説明を受け、審査を行いました。全会計の平成22年度末の未収金は、総額で4億3,380万1,324円となっています。

未収金の対策については、庁内で設置している未収金対策協議会を中心に、各課連携のもと、新たな未納者、滞納者の発生を減らすために、定期的な督促状の発送、電話催

告、訪問徴収等を行っており、また、町税等の滞納者に対する制限措置に関する条例の施行、町職員全員による未収金の徴収、管理職全員による高額滞納者への徴収も実施しており、徐々に成果もあらわれている状況です。国民健康保険税では悪質な滞納者には資格証明書の発行、水道料についても悪質未納者に対しては給水停止等、それぞれ積極的な取り組みを行っています。

今後においても、納税の意識の高揚を図るとともに、新しい未収金をつくらないことを基本に置き、未納者個々の（実態）調査、分析を行い、未収金対策協議会を中心に各課密接な連携と全職員（役場全体）が一体となり、納税義務の公平、公正を期するため、特に悪質滞納者については、引き続き和歌山地方税回収機構への移管等、必要に応じて法的措置も考慮に入れ、さらなる徴収を図りたいと指摘をしているところです。

なお、コンビニ収納率及び和歌山地方税回収機構への移管状況等については、記載している表のとおりです。ご参考ください。

最後の17ページについては、委員会の総括での個別指摘事項を記載しています。

個別指摘事項につきましては、3項目あります。

三位一体の改革の影響により、引き続き平成22年度も町財政を極めて厳しいものにしていく。地方交付税の普通交付税、特別交付税の減額、国庫負担金、補助金らの廃止、削減である。児童措置費負担金の廃止に伴い、県負担金も廃止されている。また、国民健康保険に要する国庫負担金は、平成22年度も約2億3,000万円の削減となっている。この負担金削減は、国保税の未収金をつくり出す要因の一つとなっている。以上から、自主財源の確保と国・県支出金等の依存財源の確保に一層努められたい。

公立紀南病院の経営の健全化を確立するとともに、今後もこの地域になくしてはならない公立病院として存在し続けられるよう取り組まれたい。

未収金の要因を深く分析する中で、可能な限り町民へ「税の本質」（納税による福祉を含めた行政サービスが得られること）についての情報提供に努められたい。また、税等の公平負担の原則に基づき、各課緊密な連携と全職員の協力体制のもと、未収金対策協議会の計画的な取り組みで、滞納の減少により一層努められたい。

以上、3項目にわたり指摘をしているところです。

その他、詳しくは報告書をご参考ください。

以上をもって、平成22年度決算に伴う決算審査特別委員会の審査報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

以上をもって委員長の報告を終わります。

10時35分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 23 分

再開 午前 10 時 35 分

議長（奥田 誠）

再開します。

日程第 4 議案第 47 号

議長（奥田 誠）

日程第 4 議案第 47 号、平成 22 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

12 番、井濶君。

12 番（井濶 治）

議案第 47 号、平成 22 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論をしたいと思います。

まず、今回の決算審査の中で特別委員長が先ほど報告がありましたように、その指摘事項の中の 1 つに、三位一体の改革の影響により、引き続き平成 22 年度も町財政は極めて厳しいものになっていると。地方交付税、特別交付税、国庫負担の廃止、削減等々を述べられております。その立場で変わった観点、別の観点で討論してみたいと思います。

まず第 1 点は、三位一体の改革の影響をどっぷり受けた会計であるという、この指摘に沿いながら見ていきたいと思うのです。

まず、地方交付税です。普通地方交付税の平成 22 年度は 15 億 8,732 万 3,000 円で、対 12 年度比の影響額はマイナス 3 億 9,161 万 4,000 円であります。特別交付税は、平成 22 年度は 2 億 4,440 万 5,000 円であります。対 12 年度影響比較はマイナスの 7,883 万 4,000 円であります。対 12 年度比というのは

西暦2000年、それから13年にかけて小泉内閣が誕生して、そこから大変財政運営が厳しくなってきたという点で対12年度比というのはよく使われますので、そういうふうにしております。この結果、普通交付税と特別交付税のマイナスの合計額は4億7,044万8,000円となっております。

また、もう少し観点を变えて、対12年度から平成22年度までの普通交付税の影響額を計算してみます。これも、当委員会の中に当局から提出されたものであります。その影響額は、普通交付税の影響額は47億812万円であります。特別交付税の影響額は7億972万2,000円であります。それを2つ足しますと、その影響額は10年で54億1,784万2,000円となっております。大変な減額の状況があるということであります。つまり、この10年間に上富田に54億という国のお金が来なかったということであります。ですから、この地方の疲弊、落ち込み、これはもう当然の結果として、この地方の財政の数字の中にあらわれていると思います。

また、さらにこれに対して、影響額に対する臨時財政対策債、赤字地方債ですけれども、その発行が認められて、その収入を差し引いたとしましても30億6,355万8,000円のマイナスであります。つまり、その赤字地方債を入れてもそれだけの影響があるという問題が1つあります。

次に、負担金、補助金の廃止、減額の状況であります。

もう、その当然の負担金、補助金が復活されていないということが、その影響を明らかにしております。例えば保育所、児童措置費の負担金、国・県合わせて約1億円削られたままになっております。その他教育費など等々ここにも指摘されておりますように、22年度も2億3,000万円の削減となっております。これも実は国、県から来るものであります。これが来なかったということは、それだけ町長はお金の使い方について本当に頭を悩ませなければならない結果になっていると私は思うのであります。そうした結果から、住民サービスへの影響から住民負担が増え、その結果、未収、未納金が発生しているという状況を言わなければならないと思います。

平成22年度町民税、土木、住宅使用料等の未収金は、決算時で1億2,360万6,901円であります。これに国保を入れると2億7,000万ということになってくるような状況になっております。ここは後の問題ですけれども、こういうふうに、この負担金、補助金が削られた結果、住民負担は限りなく増えてきたということが言えるというふうに思います。

そして、次に支出の方で見ますと、借金である地方債償還金が依然として支出の大きなウエイトを占めていることでもあります。これは国が地方債を借りて事業を進めることをした結果、地方の問題としてその状況が生まれてきているわけでもあります。例え

ば具体的に数字が出ておりますので、見ていきたいと思うのです。

平成22年度の地方債償還金は、元金が11億6,301万2,000円であります。利子が2億7,495万6,000円であります。合わせて14億3,796万8,000円の地方債の償還をしております。わかりやすくするために、この償還金は町民1人あたりにしますと、当時の人口1万5,214人でそれを割り算しますと、町民1人あたり9万4,516円、1世帯あたり、6,289世帯で割りますと22万8,648円の借金を町民の1人あたり、あるいは世帯あたり返済したことになるわけでありませう。

また、さらに、この償還金を日数で割ってみますと、1年では14億3,716万8,000円ですけれども、1カ月では1億1,983万666円、1日で393万9,638円、約394万円を返還しているという計算になるわけでありませう。

しかも、この地方債残高は119億536万9,000円であります。町民1人あたりに割りますと、この当時の人口で割りますと78万2,527円の借金がまだ残っているということになります。1世帯あたりにしますと、189万3,046円ということになるわけでありませう。

こうした結果、この会計はそれをもろに受けた会計であるということが言えるわけでありませう。その結果、何が起きてきたかといいますと、恐らく町長はこの金額を踏まえて大変な財政運営に苦慮しているだろうと私は思うのでありませう。

そして同時に、こういう結果のことについて、これは自公民路線の地方への金の分配を限りなく少なくする方針、国の地方への金分配を少なくする方針を受け入れてきたという結果でありませう。しかも、それに対する首長の態度は、個々に批判することはあっても、それに対する反対ということにはなかったというふうに私はとらえてありませう。

以上の観点で反対をいたします。

議長（奥田 誠）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めませう。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めませう。

これをもって討論を終了します。

これより議案第47号、平成22年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(奥田 誠)

起立多数であります。

よって、本件は認定することに決しました。

日程第5 議案第48号

議長(奥田 誠)

日程第5 議案第48号、平成22年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

12番、井潤君。

12番(井潤 治)

議案第48号、平成22年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について反対の立場で討論をしたいと思えます。

先ほども申しましたとおり、決算審査特別委員会の委員長報告の中の1番にも、国民健康保険に対する国庫負担の平成22年度も約2億3,000万円の削減となっているという報告がなされております。そのことが国民健康保険税の未収につながっていく、つまり住民負担が増えていくことになっていくということを書いているわけでありませぬけれども。

もう少し詳しく見ますと、2億3,061万2,186円というのが減額された額であります。これは当時の被保険者で割りますと、1人あたり4万2,904円、1世帯あたり、2,880世帯で割りますと8万73円。つまり、もしこれだけのお金が国が

ら来ていたら、それだけ今の全体の総額からお金が引けるということであります。住民負担が少なくなるということであります。ここでも恐らく町長はこれを、国民健康保険税の削られた額をどういうふうに補てんしていこうかということに大きな心を使われたんじゃないかというふうに思うのです。

ちなみに、平成16年からこれは始まったのですけれども、6年間では8億、平成16年から22年の7年間では8億1,692万ほどのお金が削られているわけですね。約10億です。10億削られているのです。これが国民健康保険会計を厳しいものにしていく。そして、次々値上げをしていかなきゃならない状況になっている。つまり、住民負担が増えているということになっているわけであります。これは必ずしも町当局の責任でも何でもありませんけれども、これに腐心しなければならない会計となっております。それで反対をいたします。

議長（奥田 誠）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第48号、平成22年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（奥田 誠）

起立多数であります。

よって、本件は認定することに決しました。

日程第 6 議案第 4 9 号

議長（奥田 誠）

日程第 6 議案第 4 9 号、平成 2 2 年度上富田町特別会計老人保健歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 4 9 号、平成 2 2 年度上富田町特別会計老人保健歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第 7 議案第 5 0 号

議長（奥田 誠）

日程第 7 議案第 5 0 号、平成 2 2 年度上富田町特別会計町営砂利採取碎石事業歳入

歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第50号、平成22年度上富田町特別会計町営砂利採取碎石事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第8 議案第51号

議長(奥田 誠)

日程第8 議案第51号、平成22年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第51号、平成22年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第9 議案第52号

議長（奥田 誠）

日程第9 議案第52号、平成22年度上富田町特別会計共同污水处理施設事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第52号、平成22年度上富田町特別会計共同污水处理施設事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第10 議案第53号

議長(奥田 誠)

日程第10 議案第53号、平成22年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第53号、平成22年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第11 議案第54号

議長(奥田 誠)

日程第11 議案第54号、平成22年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第54号、平成22年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第12 議案第55号

議長(奥田 誠)

日程第12 議案第55号、平成22年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第55号、平成22年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

日程第13 議案第56号

議長(奥田 誠)

日程第13 議案第56号、平成22年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第56号、平成22年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定の件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第 1 4 議案第 5 7 号

議長（奥田 誠）

日程第 1 4 議案第 5 7 号、平成 2 2 年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 5 7 号、平成 2 2 年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第 1 5 議案第 5 8 号

議長（奥田 誠）

日程第 1 5 議案第 5 8 号、平成 2 2 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 5 8 号、平成 2 2 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第 1 6 議案第 5 9 号

議長（奥田 誠）

日程第 1 6 議案第 5 9 号、平成 2 2 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出

決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

12番、井濶君。

12番(井濶 治)

議案第59号、平成22年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定に反対いたします。

私どもは、後期高齢者、高齢者に新たな医療費を徴収するということで反対をしております。そのことの基本に立って反対をいたします。

議長(奥田 誠)

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第59号、平成22年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(奥田 誠)

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第 1 7 議案第 6 0 号

議長（奥田 誠）

日程第 1 7 議案第 6 0 号、平成 2 2 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 6 0 号、平成 2 2 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第 1 8 議案第 6 1 号

議長（奥田 誠）

日程第 1 8 議案第 6 1 号、平成 2 2 年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定につ

いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第61号、平成22年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第19 議案第62号

議長(奥田 誠)

日程第19 議案第62号、平成22年度上富田町水道事業会計決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第62号、平成22年度上富田町水道事業会計決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第20 報告第21号～日程第36 議案第87号

議長（奥田 誠）

日程第20 報告第21号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件から、日程第36 議案第87号、工事請負変更契約の締結について（平成23年度 第1-1号 公共下水道事業 朝来下水道管（22工区）布設工事（補助））の件まで17件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務政策課長、山本君。

総務政策課長（山本敏章）

おはようございます。

それでは私から、報告第 2 1 号から議案第 7 3 号までにつきましてご説明申し上げます。

まず、報告第 2 1 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第 1 5 号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

平成 2 3 年 1 2 月 1 3 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第 1 5 号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成 2 3 年 1 1 月 3 0 日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

(勤務 1 時間当たりの給与額)

第 6 条 前条、第 1 6 条及び第 1 7 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額に 1 2 を乗じ、これを 1 週間の勤務時間に 5 2 を乗じたものから、1 日の勤務時間に 1 年における休日の日数に相当するものとして規程で定める数を乗じて減じたもので除して得た額とする。

第 8 条第 1 項中「別表」を次のように改める。

本条例につきましては、勤務 1 時間あたりの給与額の算定の改定並びに本年度の人事院勧告及び和歌山県人事委員会の勧告による給与改定に準じて改定するものでありまして、平成 2 3 年 1 1 月 3 0 日付で専決処分しましたので、これを報告し、ご承認をお願いするものでございます。

今年の人事院勧告は厳しい経済・雇用情勢を反映し、公務員給与と民間給与の格差を解消するため、職員の月例給を引き下げるもであります。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。

第 6 条の改正につきましては、労働基準法第 3 7 条第 1 項の既定並びに労働基準法施行規則第 1 9 条の規定に基づく勤務 1 時間あたりの給料額の算定方法を改正するものでありまして、年間の勤務時間から祭日と年末年始の休日を差し引き、勤務 1 時間あたり

の給料額を算定するものであります。

第8条第1項別表の改正につきましては給料表を改めるものでありまして、基本的には中高年齢層、40歳以上を対象に、平均0.26%を引き下げる改正であります。上富田町の対象職員ですけれども、今回、47名ございます。

なお、附則において、この条例は、平成23年12月1日から施行するとしてございます。

5ページから9ページに参考資料を添付しておりますので、ご参照願います。

また、この改正による影響額ですけれども、給料で総額99万5,672円の減額です。1人あたり平均しますと2万1,184円の減額になります。

続きまして、報告第22号についてご説明申し上げます。

報告第22号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。

記。

専決第16号、上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

平成23年12月13日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第16号、上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成23年11月30日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

(上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条、上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別表」を別紙のように改める。

本条例につきましても、報告第21号と同じく本年度の人事院勧告及び和歌山県人事委員会の勧告による給料改定に準じて改正するものでありまして、平成23年11月30日専決処分しましたので、これを報告し、ご承認をお願いするものでございます。

なお、附則において、この条例につきましても平成23年12月1日から施行するとしてございます。

4 ページから 8 ページに参考資料の新旧対照表を添付しておりますので、ご参照願います。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 7 3 号についてご説明申し上げます。

議案第 7 3 号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のように改正する。

平成 2 3 年 1 2 月 1 3 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）です。

（上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

（介護補償）

第 9 条の 2 第 1 項第 2 号中「第 5 条第 1 2 項」を「第 5 条第 1 3 項」に「同条第 6 項」を「同条第 7 項」に改める。

本条例につきましては、障害者自立支援法の平成 2 3 年 1 0 月の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が施行されましたので、それに基づきまして本条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正内容についてご説明を申し上げます。

次のページの新旧対照表をお願いします。

第 9 条の 2 の第 1 項第 2 号に規定しています障害者自立支援法の第 5 条に新たに障害福祉サービスとして、視覚障害により移動に著しく困難を有する障害者等に対する同行援護に関することが第 4 項として新たに創設されました。これに伴いまして条項が繰り下がることによります。本条例も、適用条項の番号がそれぞれ 1 項ずつ繰り下がる改正を行うものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、深見君。

総務政策課企画員（深見芳治）

よろしくお願いいたします。

議案第 7 4 号、平成 2 3 年度上富田町一般会計補正予算（第 4 号）。

平成 2 3 年度上富田町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,610万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億6,981万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加、変更は「第2表 地方債補正」による。

平成23年12月13日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入では、14款、国庫支出金で、既定額から、今回、5,214万4,000円を減額し、10億3,362万円と定めています。13款、県支出金で、既定額に3,281万8,000円を追加、16款、財産収入で、既定額に5万5,000円を追加、18款、繰入金で、既定額に6,022万4,000円を追加、20款、諸収入で既定額に1,024万4,000円を追加、21款、町債で既定額から3,509万3,000円を減額。

歳入合計では、既定額に、今回、1,610万4,000円を追加し、64億6,981万9,000円と定めています。

次に歳出では、1款、議会費で、既定額から、今回、4万1,000円を減額し、9,842万4,000円と定めています。2款、総務費で、既定額に3,077万円を追加、3款、民生費で、既定額から8,440万7,000円を減額、4款、衛生費で、既定額に771万6,000円を追加、5款、農林水産業費で、既定額に1,202万4,000円を追加、次のページをお願いいたします。6款、商工費で、既定額に153万4,000円を追加、7款、土木費で、既定額から8,763万2,000円を減額、9款、教育費で、既定額に1億51万3,000円を追加、10款、災害復旧費では既定額はありますが、財源内訳の変更を行っています。11款、公債費で、既定額に3,562万7,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

歳出合計では、既定額に、今回、1,610万4,000円を追加し、64億6,981万9,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」です。

追加では、上富田中学校屋内運動場耐震化改修事業で、限度額7,190万円、公的

資金借換債で、限度額 3,560 万円としてございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、当初予算に変わりございません。恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

変更では、地域住宅交付金事業で限度額を 4,300 万円減額し、1 億 5,700 万円、統合保育所建設事業で限度額を 9,920 万円減額し、2 億 1,100 万円に、臨時財政対策債で限度額を 39 万 3,000 円減額し、2 億 7,910 万 7,000 円としています。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に変わりございません。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきまして、このページから 10 ページの明細につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして歳出からご説明させていただきますので、15 ページをお願いいたします。

歳出につきましては、今回の補正は異動等に伴う職員給与費等の補正を行ってございます。

1 款、議会費では 4 万 1,000 円を減額しています。主なものとしまして、使用料及び賃借料でファクシミリ借上料 38 万 4,000 円を減額しています。

2 款、総務費で、一般管理費では 2,992 万 2,000 円の追加で、主なものとしまして、次のページをお願いいたします。賃金で、臨時傭人料 1,117 万円を減額し、需用費の消耗品費で全職員の作業服代 187 万 6,000 円、事務用品、消耗品費 40 万円の 227 万 6,000 円、委託料で、住基法改正システム対応作業委託料 405 万 3,000 円を措置しています。財産管理費で 250 万 3,000 円の追加で、防災行政無線の修繕費 60 万円及び音達調査業務委託料 190 万 3,000 円を措置しています。交通安全対策費で 90 万円の追加で、防犯灯の修繕費 20 万円及び新設分の工事請負費で 50 万円、それからチャイルドシート購入費補助金として 20 基分 20 万円を追加措置しています。企画費で 664 万 2,000 円の減額で、1 名分の需用費等を減額してございます。みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ事業費で 415 万 5,000 円の追加で、賃金で 4 名分の臨時傭人料 336 万 8,000 円を措置しています。人権推進費で 23 万円の追加で、県の人権啓発活動補助金を受けて映画の上映及び講演会開催に要する経費を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

男女共同参画社会推進費で 1 万 1,000 円を追加、地籍調査費で 785 万 8,000

0円の追加で、職員1名分の給与費、それから賃金で臨時傭人料47万3,000円を追加措置しています。住民生活に光をそそぐ交付金事業費で5万2,000円の追加で、南紀の台小規模多機能施設「紫蘭」の電話代、NHK受信料を措置してございます。

税務総務費で、313万4,000円の減額です。職員給与費を減額してございます。

賦課徴収費で9万3,000円の減額で、主なものとしまして、委託料で住民税国税連携システム保守業務委託料100万3,000円を減額し、次のページをお願いいたします。

償還金、利子及び割引料で、過誤納還付金100万円を措置してございます。

戸籍住民基本台帳費で378万8,000円の減額で、委託料で、既存住基システム改修委託料314万9,000円を減額してございます。

選挙管理委員会費で、3万7,000円を減額。

統計調査総務費で116万9,000円の減額で、職員給与費等の減額でございます。

指定統計調査費で、2万円を追加。

3款、民生費では、社会福祉総務費で163万3,000円の追加で、繰出金で、特別会計介護保険繰出金102万9,000円を措置しています。

次のページをお願いいたします。

老人福祉事業費で143万9,000円の追加で、県の地域支え合い連携体制構築事業補助金を受けて、大谷高齢者老人憩の家改修経費を措置してございます。

障害者福祉費で4,811万2,000円の追加で、扶助費の障害者福祉サービス費で、サービス内容の改正により利用者の増加に対する所要額4,700万円を追加措置しています。

社会・児童福祉医療費で7,217万円の追加で、扶助費で、重度心身障害児(者)、乳幼児、ひとり親家庭、精神障害者の医療費合計で961万4,000円、繰出金で、特別会計国民健康保険繰出金6,242万4,000円を追加措置してございます。

大谷総合センター運営費で530万5,000円の減額で、職員給与費の減額、賃金で臨時傭人料285万円を措置してございます。

児童福祉総務費で259万5,000円の減額で、これにつきましても職員給与費の減額となっております。

次のページをお願いいたします。

保育所運営費で6万3,000円を追加。

保育所建設事業費で1億3,434万9,000円を減額しています。統合保育所建築に係る工程見直し等により、今回、減額措置をしてございます。

児童措置費で、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により

見直しを行いまして、子ども手当 6,557万5,000円を減額措置してございます。

4款、衛生費では、保健衛生総務費で329万3,000円の追加で、賃金で臨時傭人料1名分291万円、また県の子育て創生事業費補助金を受けて、子育て支援ブック作成費用、胎児人形の教材備品購入費等を措置してございます。

予防費で39万7,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

環境衛生費で、13万円を減額。

清掃総務費で、合併処理浄化槽補助金としまして15基分495万円を追加措置してございます。

5款、農林水産業費では、農業委員会費では1万5,000円を減額。

農業総務費で795万7,000円の追加で、負担金、補助及び交付金で、戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業負担金728万円を措置してございます。この事業につきましては、排水不良田で、麦、大豆、野菜等の生産拡大の支障となっている地域及び施設の老朽化により、新規需要米の作付けなど水田の有効利用に必要な用地の確保が困難な地域を対象として県が事業を実施するもので、事業費の80%を県が、町が20%を負担するものであります。今回、岩崎、野田地区で用水路の修繕整備を実施するものでございます。

次のページをお願いいたします。

農業振興費で410万8,000円の追加で、営農再開支援事業補助金400万円を措置しています。この事業につきましては台風12号被害に対する支援事業で、樹園地の復旧としてスプリンクラー、モノラック等の施設復旧に対し、県、町が各3分の1を補助するものでございます。

林業総務費で2万6,000円を減額。

6款、商工費では、商工総務費で、職員給与費などで153万4,000円を追加してございます。

7款、土木費では、土木総務費で892万5,000円の減額で、職員給与費を減額し、小山町内会館のシロアリ対策に要する費用補助金としまして33万4,000円を措置してございます。

道路橋梁維持費では275万円の追加で、生馬、町道小畠線改修工事に係ります工事請負費、土地購入費を措置してございます。

高速道路推進費で、2万円を減額。

次のページをお願いいたします。

社会資本整備総合交付金事業で、3万8,000円を減額。

河川総務費で、井ノ谷除塵機のごみ取り作業員賃金 12 万円を追加措置してごさいます。

都市計画費で、特別会計公共下水道事業繰出金 76 万円を減額してごさいます。

住宅管理費で、飛曾川団地 3 棟のガス配管修繕料 250 万円を措置してごさいます。

公営住宅建設事業費で 8,325 万 9,000 円の減額で、栗ヶ谷住宅建築工事着工により工事費等の見直しを行ってごさいまして、減額措置をしてごさいます。

9 款、教育費の事務局費で、30 万 6,000 円を減額。

次のページをお願いいたします。

学校管理費で 42 万 8,000 円の追加で、各小学校の AED 交換パッド 22 万 8,000 円。

備品購入費で、生馬小学校電話機購入費 20 万円を措置してごさいます。

教育振興費で、中学校の各種クラブ活動が成績が大変よくごさいまして、近畿大会、全国大会出場に伴う派遣費用として、生徒クラブ活動振興補助金 310 万円を措置してごさいます。

上富田中学校整備事業費で 9,470 万円の追加で、屋内運動場耐震化改修に要する管理委託料及び工事請負費を措置してごさいます。

社会教育総務費で 58 万 1,000 円の追加で、賃金で古銭整備、解説書作成期間延長に伴う文化財保存等賃金 136 万 8,000 円及び古銭収納ケース購入費 10 万円を措置してごさいます。

生涯学習事業費で 56 万円の追加で、県の子育て創生事業費補助金を受けて、子育てサークル育成事業として、ボランティアサークルを育成するため講師、指導員謝礼金、それから、それに要します所要額を措置してごさいます。

公民館運営費で、18 万 8,000 円を追加。

次のページをお願いいたします。

児童館運営費で、2 万円を減額。

放課後児童対策費で、54 万 9,000 円の追加でごさいます。学童保育所の開館日数、利用者増加によりまして放課後児童対策業務委託料 54 万 9,000 円を追加措置してごさいます。

文化会館運営費で、3 万 8,000 円を減額。

保健体育総務費で、20 万 5,000 円を追加。

体育施設管理費で 56 万 6,000 円の追加で、スポーツセンターし尿くみ取り手数料 50 万円を追加措置してごさいます。

10 款、災害復旧費では、単独災害復旧事業費で、補正額はありますが、富田川治

水組合から受けました富田川流域環境整備負担金を充当する財源内訳の変更を行ってございます。

11款、公債費では、元金で、平成元年度に借りました起債借り入れの政府資金2件、借り入れ利率6.20%を、今回、公的資金補償金免除の許可を受けて元金3,562万7,000円を繰り上げ償還するものでございます。公的資金繰り上げ償還と申すのは、町債、起債を発行した場合、契約に基づき償還期限までに元金と利息を償還することの契約となっております。これを償還期間内に元金を償還する場合、繰り上げ償還する場合でございますけれども、補償金として、将来発生すると思われる金利分を違約金的に支払う必要がございます。この補償金免除を受けた中で繰り上げ償還する許可を得ました。なお、今年度の補償金免除の許可基準は6%以上6.3%未満となっており、該当する2件を借り換え、一括繰り上げ償還するものでございます。

次のページをお願いいたします。

職員給与費明細書でございます。特別職で、共済費12万7,000円を減額してございます。一般職では、給与費で745万7,000円の追加、共済費で30万7,000円、合計で776万4,000円を追加してございます。詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

それでは歳入をご説明させていただきますので、11ページをお願いいたします。

歳入につきましては、今回の補正に係る財源でございます。

14款、国庫支出金の民生費国庫負担金は、障害者自立支援給付費負担金1,184万5,000円、農林業費国庫負担金は、農業委員会費負担金215万8,000円を追加しています。

14款、国庫支出金では、民生費国庫負担金で3,700万3,000円を減額してございます。

障害者自立支援給付費負担金で2,350万円を追加し、子ども手当負担金で6,050万3,000円の減額措置を行ってございます。

衛生費国庫負担金で93万7,000円の追加で、女性特有のがん検診推進事業費補助金48万8,000円、地域保健従事者現任教育推進事業費補助金44万9,000円を措置してございます。

土木費国庫補助金で、栗ヶ谷住宅に係ります地域住宅交付金3,570万円を減額してございます。

教育費国庫補助金で、上富田中学校屋内運動場耐震化改修事業費補助金1,962万2,000円を措置してございます。

15款、県支出金では、民生費県負担金で2,406万4,000円の追加で、国民

健康保険基盤安定費負担金 1,485 万円、障害者自立支援給付費負担金 1,175 万円を追加してございます。それから、子ども手当負担金では 253 万 6,000 円の減額措置を行ってございます。

次のページをお願いいたします。

民生費県補助金で 520 万 4,000 円の追加で、社会福祉費補助金では重度心身障害児(者)医療費補助金 125 万 3,000 円、地域支え合い連携体制構築事業費補助金 100 万円ほかを措置してございます。

児童福祉費補助金では 273 万 8,000 円でございます。乳幼児医療費補助金 154 万 1,000 円、ひとり親家庭医療費補助金 133 万 4,000 円、子育て創生事業費補助金 128 万 6,000 円ほかを措置してございます。

衛生費県補助金で 131 万 8,000 円の追加で、健康増進事業費補助金 35 万 7,000 円、がん検診推進事業費補助金 96 万 1,000 円を措置してございます。

農林事業費県補助金で、営農再開支援事業費補助金 200 万円を措置してございます。

総務費負担金で 23 万 2,000 円の追加で、人権啓発活動委託金 23 万円、指定統計調査委託金 2,000 円を追加措置してございます。

16 款、財産収入では、利子及び配当金で基金利子 5 万 5,000 円を追加措置してございます。

18 款、繰入金では、中山間ふるさと・水と土保全基金繰入金 1 万 6,000 円、財政調整基金繰入金 6,020 万 8,000 円を措置してございます。

20 款、諸収入では、雑入で富田川治水組合からの富田川流域環境整備負担金 1,024 万 4,000 円を措置しています。

21 款、町債では、統合保育所建設事業債で 9,920 万円を減額、公営住宅建設事業債で 4,300 万円を減額。

次のページをお願いいたします。

臨時財政対策債で 39 万 3,000 円を減額、上富田中学校屋内運動場耐震化改修事業債 7,190 万、公的資金借り換え債で 3,560 万円を措置してございます。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜われますようよろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 37 分

再開 午前 11 時 38 分

議長（奥田 誠）

再開します。

説明の方が 12 時を回る可能性があります、皆さん、ご了解のほどよろしくお願
いたします。

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

私の方からは、議案第 75 号、76 号、77 号についてご説明申し上げますので、よ
ろしくお願いたします。

議案第 75 号、平成 23 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 1 号）、
平成 23 年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第 1 号）は、次に定め
るところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 4,249 万 9,000
円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 4,293 万 9,000
円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 23 年 12 月 13 日提出、上富田町長小出隆道。

なお、この会計における 10 月末の保険加入世帯は 2,892 世帯で、被保険者数は
5,368 名となっております。

次のページをお願いします。

今回の補正につきましては保険給付費の上昇によるもので、過去 4 カ月で対前年度比
全体で 13.5% 伸びてございますので、これの措置をしてございます。よろしくお願
いたします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」。

歳入からお願いします。

3 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金では既定額に、今回、4,946 万 4,000
円を追加して、4 億 7,722 万 1,000 円に、2 項、国庫補助金では既定額に、今

回、2,588万2,000円を追加し、1億4,410万8,000円に。

4款、療養給付費交付金では既定額に、今回、2,267万5,000円を追加し、8,603万9,000円に。

5款、前期高齢者交付金、既定額に、今回、1,610万1,000円を追加し、1億6,207万8,000円に。

6款、県支出金では既定額に、今回、1,139万円を追加し、1億5万3,000円に。

9款、繰入金では既定額に、今回、6,242万2,000円を追加し、2億1,959万2,000円に。

10款、繰越金では既定額に、今回、2,194万3,000円を追加し、2,195万3,000円に。

11款、諸収入では既定額に、今回、3,262万2,000円を追加し、1億2,040万4,000円に。

歳入合計といたしまして既定額に、今回、2億4,249万9,000円を追加し、21億4,293万9,000円と定めております。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

1款、総務費、1項、総務管理費、既定額に、今回、81万5,000円を追加し、2,229万9,000円に。

2項、徴税费、既定額から、今回、14万8,000円を減額し、2,639万6,000円に。

3項、運営協議会費、既定額に、今回、3万8,000円を追加し、22万4,000円に。

2款、保険給付費、1項、療養諸費では既定額に、今回、1億8,131万5,000円を追加し、12億1,940万2,000円に。

2項、高額療養費では既定額に、今回、3,536万5,000円を追加し、1億6,216万5,000円に。

3款、後期高齢者支援金等では既定額から、今回、1,158万4,000円を減額し、2億4,530万8,000円に。

4款、前期高齢者納付金等では既定額に、今回、9万1,000円を追加し、72万8,000円に。

5款、老人保健拠出金では既定額から、今回、85万1,000円を減額し、16万4,000円に。

6 款、介護納付金では既定額に、今回、731万2,000円を追加し、1億2,275万8,000円に。

8 款、保健事業費、1 項、特定健康審査等事業では既定額に、今回、12万6,000円を追加し、1,218万6,000円に。

次のページをお願いします。

2 項、保健事業費では既定額に、今回、170万円を追加し、1,282万円に。

11 款、諸支出金、1 項、償還金及び還付加算金では既定額に、今回、60万円を追加し、270万円に。

2 項、返還金では、今回、新たに2,772万円を追加し、2,772万円に。

歳出合計といたしまして既定額に、今回、2億4,249万9,000円を追加し、21億4,293万9,000円と定めております。

次のページをお願いします。

5 ページ、6 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書総括につきましては、お目通しの方をお願いします。

7 ページをお願いします。

2 . 歳入からお願いします。

3 款、国庫支出金、1 目、療養給付費等負担金、既定額に、今回、4,869万2,000円を追加し、4億6,428万5,000円と定めてございます。主なものとしまして、療養給付費負担金で5,193万1,000円を措置しております。一般被保険者療養給付費などの増額によるものでございます。

3 目、特定健康診査等負担金、既定額に、今回、77万2,000円を追加措置してございます。過年度分の精算による負担金でございます。

3 款、国庫支出金、1 目、財政調整交付金、既定額に、今回、2,588万2,000円を追加し、1億4,320万8,000円と定めています。普通調整交付金で2,588万2,000円を措置しております。一般被保険者療養給付費など約7%分を見込んでございます。

4 款、療養給付費交付金、1 目、療養給付費交付金、既定額に、今回、2,267万5,000円を追加し、8,603万9,000円と定めております。主なものとしまして、1 節の現年度分療養給付費交付金で2,177万1,000円を措置しております。

5 款、前期高齢者交付金、1 目、前期高齢者交付金、既定額に、今回、1,610万1,000円を追加し、1億6,207万8,000円と定めています。前期高齢者交付金でございます。

次のページをお願いします。8ページでございます。

6款、県支出金、2目、特定健康診査等負担金、既定額に、今回、77万2,000円を措置してございます。過年度分の特定健康診査等の負担金確定によるものでございます。

3目、県調整交付金、既定額に、今回、1,061万8,000円を追加措置してございます。これにつきましては普通調整交付金、おおむね6%を見込んでございます。

9款、繰入金、1目、一般会計繰入金で既定額に、今回、6,242万2,000円を追加し、2億1,959万2,000円と定めております。主なものとしまして、国民健康保険基盤安定繰入金、これは保険税の軽減分でございますして1,980万円、それから財政安定化支援事業繰入金2,350万円、国保システム改修費繰入金2,016万7,000円を措置しております。

10款、繰越金、1目、繰越金では既定額に、今回、2,194万3,000円を追加し、2,195万3,000円と定めています。前年度繰越金でございます。

11款、諸収入、5目、雑入、既定額に、今回、3,262万2,000円を追加し、1億2,034万2,000円と定めています。雑入として3,262万2,000円を措置してございます。

次のページをお願いします。

3.歳出でございます。

1款、総務費、1目、一般管理費で既定額に、今回、81万5,000円を追加措置してございます。給料、職員手当、共済費等2名分の調整によるものでございます。

13節、委託料では、医療改正に伴うシステム改修委託料300万円を措置してございます。

同じく総務費の1目、賦課徴収費で既定額から、今回、14万8,000円を減額措置してございます。給与、職員手当等職員2名分と臨時職員2名分の調整でございます。

次のページをお願いします。10ページでございます。

1款、総務費、1目、運営協議会費で既定額に、今回、3万8,000円を追加措置してございます。運営協議会の委員報酬1万4,000円と費用弁償をそれぞれ調整してございます。

2款、保険給付費、1目、一般保険者療養給付費では既定額に、今回、1億7,001万5,000円を追加し、11億2,001万5,000円と定めています。一般被保険者による診療報酬1億7,001万5,000円でございます。保険給付費の上昇によるものでございます。

2目、退職被保険者等療養給付費では既定額に、今回、1,273万円を追加措置し

てございます。退職被保険者等における診療報酬 1,273 万円でございます。

3 目、一般被保険者療養費では既定額から、今回、162 万 3,000 円を減額措置してございます。一般被保険者における療養費 162 万 3,000 円の減額でございます。

4 目、退職被保険者等療養費では既定額に、今回、19 万 3,000 円を追加措置してございます。退職被保険者等における療養費 19 万 3,000 円でございます。

次のページをお願いします。11 ページでございます。

2 款、保険給付費、1 目、一般被保険者高額療養費では既定額に、今回、2,852 万 5,000 円を追加し、1 億 4,852 万 5,000 円と定めています。一般被保険者における高額療養費を措置してございます。

2 目、退職被保険者等高額療養費では既定額に、今回、684 万円を追加し、1,284 万円と定めています。退職者被保険者等における高額療養費を見込んでございます。

3 款、後期高齢者支援金等、1 目、後期高齢者支援金では既定額から、今回、1,156 万 9,000 円を減額し、2 億 4,528 万 3,000 円と定めています。後期高齢者支援金 1,156 万 9,000 円の減額で、負担率 10% で確定によるものでござ

2 目、後期高齢者関係事務費拠出金では既定額から、今回、1 万 5,000 円を減額措置してございます。

4 款、前期高齢者納付金等、1 目、前期高齢者納付金では既定額に、今回、10 万 2,000 円を追加措置してございます。前期高齢者納付金 10 万 2,000 円で、負担率 40% の確定によるものでございます。

次のページをお願いします。

2 目、前期高齢者関係事務費拠出金では既定額から、今回、1 万 1,000 円を減額措置してございます。

5 款、老人保健拠出金、1 目、老人保健医療拠出金では既定額から、今回、85 万 1,000 円を減額措置してございます。医療費拠出金の 21 年度の精算分でございます。

6 款、介護納付金、1 目、介護納付金では既定額に、今回、731 万 2,000 円を追加し、1 億 2,275 万 8,000 円と定めています。介護納付金負担率約 30% で確定によるものでございます。

8 款、保健事業費、1 目、特定健康診査等事業費では既定額に、今回、12 万 6,000 円を追加し、措置してございます。

12 節の役務費で 12 万 6,000 円ということで、光ケーブル回線料を措置してございます。

次のページをお願いします。

8 款、保健事業費、1 目、保健衛生普及費では既定額に、今回、1 7 0 万円を追加し、1 , 2 8 2 万円と定めてございます。委託料で、人間ドックの委託料を見込んでございます。受検者の増加による措置でございます。

1 1 款、諸支出金、1 目、一般被保険者保険税還付金では既定額に、今回、6 0 万円を追加措置し、2 6 0 万円と定めています。過年度分の税還付金でございます。

同じく諸支出金、1 目、返還金では、今回、新たに2 , 7 7 2 万円を追加し、2 , 7 7 2 万円と定めてございます。過年度分の療養給付費負担金返還金で2 2 年度分の負担金精算によるものでございます。

次のページをお願いします。

なお、1 4、1 5 ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いします。

以上でございます。

続きまして、議案第7 6 号、平成2 3 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1 号）。

平成2 3 年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2 9 万8 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2 億2 , 3 5 6 万8 , 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成2 3 年1 2 月1 3 日提出、上富田町長小出隆道。

なお、この会計における1 0 月末の被保険者数は、1 , 8 0 3 名となっております。

次のページをお願いします。

「第1 表 歳入歳出予算補正」。

歳入からお願いします。

3 款、繰越金、1 項、繰越金、既定額に、今回、1 8 万4 , 0 0 0 円を追加し、1 9 万4 , 0 0 0 円に。

4 款、諸収入、3 項、雑入、既定額に、今回、1 1 万4 , 0 0 0 円を追加し、1 3 5 万2 , 0 0 0 円に。

歳入合計といたしまして、既定額に、今回、2 9 万8 , 0 0 0 円を追加し、2 億2 , 3 5 6 万8 , 0 0 0 円と定めております。

歳出、2 款、後期高齢者医療広域連合納付金、1 項、後期高齢者医療広域連合納付金では、既定額に、今回、1 8 万4 , 0 0 0 円を追加し、2 億1 , 9 3 8 万5 , 0 0 0 円

に。

5款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金では、今回、新たに11万4,000円を追加し、11万4,000円と定めております。

歳出合計といたしまして、既定額に、今回、29万8,000円を追加して、2億2,356万8,000円と定めております。

次のページをお願いします。

3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いします。

次の4ページをお願いします。

2. 歳入でございます。

3款、繰越金、1目、繰越金、既定額に、今回、18万4,000円を追加し、19万4,000円と定めております。前年度繰越金でございます。

4款、諸収入、1目、雑入、既定額に、今回、11万4,000円を追加し、135万2,000円と定めております。過年度保険料の返納金3件分を見込んでございます。

次のページをお願いします。

3. 歳出でございます。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1目、後期高齢者医療広域連合納付金では、今回、18万4,000円を追加し、2億1,938万5,000円と定めております。徴収保険料繰り越し分でございます。

5款、諸支出金、1目、保険料還付金では、今回、新たに11万4,000円を追加し、11万4,000円と定めております。過年度の保険料の還付金3件分を見込んでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

続きまして、議案第77号、平成23年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第2号）

平成23年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ544万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,543万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年12月13日提出、上富田町長小出隆道。

この会計におけます10月末の第1号被保険者は3,265名で、認定者数は637名、受給者数は545名となっております。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入。

3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、既定額に、今回、89万4,000円を追加し、1億9,178万6,000円に。

2項、国庫補助金、既定額から、今回、1万4,000円を減額し、8,385万3,000円に。

4款、支払基金交付金、1項、支払基金交付金、既定額から、今回、8,000円を減額し、3億2,505万3,000円に。

5款、県支出金、1項、県負担金、既定額から、今回、89万4,000円を減額し、1億5,497万6,000円に。

2項、県補助金、既定額から、今回、7,000円を減額し、458万3,000円に。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、既定額に、今回、102万9,000円を追加し、1億8,502万7,000円に。

2項、基金繰入金、既定額に、今回、397万9,000円を追加し、2,309万円に。

8款、繰越金、1項、繰越金、既定額に、今回、45万2,000円を追加し、46万2,000円に。

9款、諸収入、2項、雑入、既定額に、今回、1万1,000円を追加し、632万3,000円に。

歳入合計といたしまして、既定額に、今回、544万2,000円を追加し、11億5,543万9,000円と定めております。

次のページをお願いします。

歳出。

1款、総務費、1項、総務管理費、既定額に、今回、63万円を追加し、3,483万2,000円に。

2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、既定額から、今回、340万円を減額し、9億3,320万円に。

2項、介護予防サービス等諸費、既定額に、今回、340万円を追加し、5,504万円に。

4款、地域支援事業費、1項、介護予防事業費、既定額から、今回、2万5,000円を減額し、1,655万3,000円に。

2項、包括的支援事業・任意事業費、既定額に、今回、46万1,000円を追加して2,585万9,000円に。

5款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、既定額に、今回、437万2,000円を追加し、586万1,000円に。

歳出合計といたしまして既定額に、今回、544万2,000円を追加し、11億5,543万9,000円と定めております。

次のページをお願いします。

4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いします。

6ページをお願いします。

2.歳入でございます。

3款、国庫支出金、1目、介護給付費負担金、既定額に、今回、89万4,000円を追加して、1億9,178万6,000円と定めています。現年分として89万4,000円を措置してございます。介護サービス給付費の上昇により、居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費等の調整によるものでございます。

同じく国庫支出金、2項、国庫補助金、2目、介護予防事業交付金、既定額から、今回、6,000円を減額し、413万8,000円と定めてございます。

3目、包括的支援・任意事業交付金、既定額から、今回、8,000円を減額し、502万8,000円と定めてございます。

4款、支払基金交付金、2目、地域支援事業支援交付金、既定額から、今回、8,000円を減額し、496万5,000円と定めてございます。

5款、県支出金、1目、介護給付費負担金、既定額から、今回、89万4,000円を減額し、1億5,497万6,000円と定めています。

同じく県支出金、2項、県補助金、1目、介護予防事業交付金、既定額から、今回、3,000円を減額し、206万9,000円と定めています。

次のページをお願いします。

2目、包括的支援事業・任意事業交付金、既定額から、今回、4,000円を減額し、251万4,000円と定めています。

繰入金、1目、介護給付費繰入金、既定額に、今回、8万7,000円を追加し、1億3,345万7,000円と定めています。

2目、その他一般会計繰入金、既定額に、今回、63万4,000円を追加し、4,017万6,000円と定めています。職員給与費等繰入金50万2,000円と事務費の繰入金13万2,000円の措置でございます。

3目、介護予防給付費繰入金、既定額から、今回、3,000円を減額措置してございます。現年分でございます。

4目、包括的支援事業費繰入金、既定額から、今回、4,000円を減額措置してございます。現年度分でございます。

5目、包括的支援町単独事業費繰入金、既定額に、今回、31万5,000円を追加し、681万1,000円と定めてございます。現年度分でございます。

同じく繰入金、2項、基金繰入金、1目、介護保険臨時特例基金繰入金、既定額に、今回、16万5,000円を追加し、242万2,000円と定めております。これにつきましては、介護従事者処遇改善臨時交付金の啓発用経費分を見込んでございます。

2目、介護給付費準備基金繰入金、既定額に、今回、381万4,000円を追加し、2,066万8,000円と定めております。準備基金繰入金として償還金等に充当するというところでございます。

次のページをお願いします。8ページです。

8款、繰越金、1目、繰越金、既定額に、今回、45万2,000円を追加し、46万2,000円と定めてございます。前年度の繰越金でございます。

9款、諸収入、4目、雑入、今回、新たに1万1,000円を追加措置してございます。認定調査委託料として1件分を見てございます。県からの収入になります。

次のページをお願いします。

9ページ、3歳出でございます。

1款、総務費、1目、総務管理費、既定額に、今回、63万4,000円を追加措置してございます。給料、職員手当、共済費等職員3名分の調整でございます。

それと、18節の備品購入費では、パソコン1台分を措置してございます。

2款、保険給付費、1目、居宅介護サービス給付費、既定額に、今回、1,447万4,000円を追加措置してございます。これにつきましては、居宅介護サービス給付費の上昇によるもので、1,447万4,000円を措置してございます。

2目、施設介護サービス給付費、既定額から、今回、1,787万4,000円を減額し、3億8,412万6,000円と定めています。これにつきましては、先ほどの居宅介護サービス給付費の上昇によりまして、居宅介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費の調整により減額措置してございます。

次のページをお願いします。

2 款、保険給付費、1 目、介護予防サービス給付費、既定額に、今回、340 万円を追加し、4,360 万円と定めてございます。介護予防サービス給付費の上昇によるものの措置でございます。

4 款、地域支援事業費、1 目、介護予防サービス事業費、既定額から、今回、2 万 5,000 円を減額措置してございます。共済費、職員 1 名分の調整でございます。

同じく地域支援事業費、2 目、包括的支援事業・任意事業費、1 目、総務管理費、既定額に、今回、19 万 6,000 円を追加措置してございます。これは共済費、職員 1 名の調整と印刷製本費 20 万円を見込んでございます。

2 目、介護予防ケアマネジメント町単独事業費、既定額に、今回、28 万 4,000 円を追加措置してございます。委託料として、センターシステムの保守点検委託料 2 万 1,000 円と備品購入、パソコン 1 台分を見込んでございます。

3 目、総合相談権利擁護事業費、既定額から、今回、1 万 9,000 円を減額措置してございます。共済費、職員 1 名分の調整でございます。

次のページをお願いします。

5 款、諸支出金、1 目、償還金、既定額に、今回、437 万 2,000 円を追加し、586 万 1,000 円と定めております。主なものとしまして、過年度分の介護給付費負担金、国庫返還金で 188 万 4,000 円、それから同じく県返還金で 184 万 4,000 円を措置してございます。過年度精算によるものでございます。

次のページをお願いします。

なお、12 ページの給与費明細書等につきましては、お目通しをお願いします。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

産業建設課企画員、菅谷君。

産業建設課企画員（菅谷雄二）

よろしくお願いいいたします。私の方からは、議案第 78 号についてご説明させていただきますので。

議案第 78 号、平成 23 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 3 号）。

平成 23 年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 924 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 6,004 万 6,000 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年12月13日提出、上富田町長小出隆道。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

既定額から924万1,000円を減額しております。歳入合計といたしまして、既定額から924万1,000円を減額して、6億6,004万6,000円と定めております。

歳出。

1款、宅地造成費として、既定額から924万1,000円を減額しております。歳出合計としまして、既定額から924万1,000円を減額して、6億6,004万6,000円と定めております。

3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

2.歳入につきましては、1款、諸収入、1目、宅地造成事業収入、既定額から924万1,000円を減額しております。計といたしまして、既定額から924万1,000円を減額して、6億6,004万6,000円としております。

3.歳出につきましては、1款、宅地造成費、2目、残土処分場事業費、既定額から924万1,000円を減額しております。計といたしまして、既定額から924万1,000円を減額して、1億7,595万9,000円としております。主なものにつきましては、一般職員1名分の減額となっております。

5ページをお願いします。

5ページにつきましては給与費明細書となっておりますので、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、山本君。

総務政策課企画員（山本剛士）

私からは議案第79号と第80号につきましてご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第79号、平成23年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第2号）。

平成23年度上富田町の特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ51万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ926万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還方法は、「第2表 地方債」による。

平成23年12月13日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算の補正の方でございます。

歳入でございますが、第1款、諸収入、第1項、貸付金元利収入で既定額に、今回、1万円を追加。

第2款、町債、第1項、町債で500万円を追加し、歳入合計といたしまして既定額に、今回、51万円を追加し、合計を926万円と定めております。

歳出でございます。

1款、公債費、1項、公債費で既定額に、今回、51万円を追加、歳出合計といたしましては既定額に51万円を追加し、合計で926万円と定めております。

次のページをお願いいたします。

「第2表 地方債」でございます。

起債の目的といたしましては公的資金借換債とし、限度額を50万円といたしております。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては一般会計の当初予算と同じでございますので、恐れ入りますがお目通しの方をよろしくをお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括でございますが、こちらにつきましてはお目通しの方をよろしくをお願いいたします。

次の5ページをお願いいたします。

2. 歳入でございます。

1款、諸収入、1項、貸付金元利収入、1目、宅地取得資金貸付金元利収入で10万円を追加してございます。こちらは、元金の過年度収入分を見込んでございます。

2 款、町債、1 項、町債、1 目、借換債で 5 0 万円を追加してございます。こちらにつきましては、平成元年に政府資金で借り入れました起債のうち利率が 6 . 2 % のもの 1 件につきまして、公的資金補償金免除の認可を、今回、受けましたので、当該償還期日の前に一括で繰り上げ償還するため、その財源として、より低利な起債を行う借換債でございます。

3 . 歳出でございます。

1 款、公債費、1 項、公債費、1 目、元金で 5 1 万円を追加しております。こちらにつきましては、先ほどの平成元年に利率 6 . 2 % で借り入れました起債の償還に係る繰り上げ償還金でございます。

以上でございます。

続きまして、議案第 8 0 号をお願いいたします。

議案第 8 0 号、平成 2 3 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第 2 号）

平成 2 3 年度上富田町の特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4 4 2 万 9 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 , 3 8 4 万 3 , 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第 2 条、地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

平成 2 3 年 1 2 月 1 3 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」の歳入の方でございますが、2 款、諸収入、1 項、貸付金元利収入で既定額に、今回、2 万 9 , 0 0 0 円を追加。

3 款、町債、1 項、町債で 4 4 0 万円を追加。

歳入合計といたしましては既定額に、今回、4 4 2 万 9 , 0 0 0 円を追加いたしまして、合計で 6 , 3 8 4 万 3 , 0 0 0 円といたしております。

歳出でございます。

1 款、公債費、1 項、公債費で既定額に、今回、4 4 2 万 9 , 0 0 0 円を追加し、歳出合計といたしまして、既定額に 4 4 2 万 9 , 0 0 0 円を追加いたしまして 6 , 3 8 4

万3,000円と定めております。

次のページをお願いいたします。

「第2表 地方債」でございます。

起債の目的といたしましては公的資金借換債とし、限度額を440万円といたしております。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては一般会計の当初予算の内容と同じでございますので、恐れ入りますがお目通しの方をよろしくをお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括でございますが、こちらにつきましてもお目通しの方をよろしくをお願いいたします。

次の5ページをお願いいたします。

2. 歳入でございます。

2款、諸収入、1項、貸付金元利収入、1目、住宅新築資金貸付金元利収入で2万9,000円を追加しております。これは、元金過年度収入分を見込んでございます。

3款、町債、1項、町債、1目、借換債で440万円を追加しております。こちらは先ほどの議案第79号と同様に、平成元年度に6.2%の利率で借り入れました政府資金1件をより低利な起債へと組み替えるためのものでございます。

歳出でございます。

1款、公債費、1項、公債費、1目、元金で442万9,000円を追加しております。これは、先ほどの平成元年度に6.2%で借り入れました起債の償還に係る繰り上げ償還金でございます。

以上でございます。ご審議のほどどうかよろしくをお願いいたします。

議長（奥田 誠）

上下水道課長、植本君。

上下水道課長（植本敏雄）

それでは、議案第81号から議案第83号についてご説明申し上げます。

議案第81号、平成23年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）、平成23年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ58万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,421万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年12月13日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

繰入金、既定額に58万3,000円を追加し、1億3,871万9,000円。

歳入合計では、既定額に58万3,000円を追加し、1億8,421万9,000円と定めてございます。

歳出。

農業集落排水事業費、既定額に58万3,000円を追加し、5,661万3,000円。

公債費、補正額についてはゼロで、1億2,760万6,000円。

歳出合計では、既定額から58万3,000円を追加し、1億8,421万9,000円と定めてございます。

3ページの事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

4ページをお願いします。

歳入。

繰入金、一般会計繰入金、既定額に58万3,000円を追加し、1億3,871万9,000円としてございます。

次のページをお願いします。

歳出。

農業集落排水事業費、総務費、既定額から7万7,000円を減額し、552万8,000円としてございます。これにつきましては、職員手当、共済費につきましては制度改正による減額となっております。

施設維持管理費、既定額に66万円を追加し、5,108万5,000円としてございます。施設の機器類の修繕費及び光熱水費の追加となっております。

公債費の利子につきましては補正額はゼロでございますが、充当財源の調整をしてございます。

6ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、議案第82号、平成23年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第1号）。

平成23年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ23万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,455万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年12月13日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

繰入金、既定額から76万円を減額し、2億7,220万7,000円、繰越金、既定額に52万3,000円を追加し、72万3,000円。

歳入合計では、既定額から23万7,000円を減額し、4億1,455万円と定めてございます。

次のページをお願いします。

歳出。

公共下水道事業費、既定額から23万7,000円を減額し、3億1,537万6,000円。

歳出合計では、既定額から23万7,000円を減額し、4億1,455万円と定めてございます。

4ページ、5ページの事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

歳入。

繰入金、一般会計繰入金、既定額から76万円を減額し、1億3,851万1,000円としてございます。

繰越金、既定額に52万3,000円を追加し、72万3,000円としてございます。これにつきましては、前年度繰越金となっております。

次のページをお願いします。

歳出。

公共下水道事業費、既定額から23万7,000円を減額し、2億8,305万9,000円としてございます。給料、職員手当、共済費につきましては、職員の異動による減額となっております。

8ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、議案第83号、平成23年度上富田町水道事業会計補正予算（第2号）、総則。

第1条、平成23年度上富田町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、平成23年度上富田町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款、水道事業収益、既定額に30万円を追加し、4億5,639万円と定めてございます。

第1項、営業収益、既定額に30万円を追加し、4億5,569万円。

第2項、営業外収益、補正額はゼロで、70万円としてございます。

支出。

第1款、水道事業費用、既定額に30万円を追加し、4億5,639万円と定めています。

第1項、営業費用、既定額に30万円を追加し、3億3,947万2,000円。

第2項、営業外費用、補正額はゼロで1億1,691万8,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

第3条、平成23年度上富田町水道事業会計予算、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入が資本的支出に対し不足する額2億5,920万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんする。）

収入。

第2款、水道事業資本的収入、既定額に1億7,860万円を追加し、2億5,080万円と定めてございます。

第1項、工事負担金、補正額はゼロで2,550万円。

第2項、他会計負担金、補正額ゼロで30万円。

第3項、企業債、既定額に1億7,860万円を追加し、2億2,500万円でございます。

支出。

第2款、水道事業資本的支出、既定額に1億7,862万9,000円を追加し、5億1,000万7,000円と定めてございます。

第1項、建設改良費、補正額はゼロで1億4,635万円。

第2項、企業債償還金、既定額に1億7,862万9,000円を追加し、3億6,365万7,000円としてございます。

次のページをお願いします。

企業債。

第4条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。

変更でございます。

変更で公営企業の借換債の限度額に、今回、1億7,860万円を追加し、2億2,500万円としてございます。

起債の方法につきましては、銀行またはその他よりの借り入れを追加してございます。

利息、償還の方法につきましては、償還前と変わりございません。

平成23年12月13日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

補正予算の実施計画書でございます。

収益的収入及び支出。

収入でございます。

水道事業収益、既定額に30万円を追加し、4億5,639万円としてございます。

営業収益の給水収益では、既定額に30万円を追加し、4億5,039万円としてございます。

次のページをお願いします。

支出。

水道事業費用、既定額に30万円を追加しまして、4億5,639万円としてございます。

営業費用の1目、原水及び浄水費から6ページ、5目の総係費までは、職員7名分の人件費で、異動による調整で544万9,000円の減額をしております。また、台風関連としまして、修繕費に533万5,000円を追加措置をしております。

7ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

収入でございます。

水道事業資本的収入、既定額に1億7,860万円を追加し、2億5,080万円としてございます。

企業債、既定額に1億7,860万円を追加し、2億2,500万円としてございます。これにつきましては、公営企業の借換債としまして1億7,860万円を追加措置

してございます。

支出。

水道事業資本的支出、既定額に1億7,862万9,000円を追加し、5億1,000万7,000円としてございます。

企業債償還金、既定額に1億7,862万9,000円を追加し、3億6,365万7,000円としてございます。この企業債につきましては、平成2年借り入れの財政融資資金の年利6.2%の企業債1件分1億7,862万9,000円を追加し、繰り上げ償還するものでございます。

8ページ、9ページにつきましては、給与費明細書でございます。お目通しのほどよろしく申し上げます。

以上が今回の補正の内容でございます。ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

議長（奥田 誠）

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

私の方からは議案第84号、議案第85号についてご説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

議案第84号、工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき指名競争入札に付した平成23年度第1号 保育所建設事業 統合保育所建築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1. 契約の目的 平成23年度 第1号 保育所建設事業 統合保育所建築工事。
2. 契約の方法 指名競争入札による契約。
3. 契約金額 2億6,250万円。
4. 契約の相手方 和歌山県西牟婁郡上富田町生馬567-1、株式会社後工務店 代表取締役 後 雅雄。

平成23年12月13日提出、上富田町長小出隆道。

本件につきましては、統合保育所の建築工事でございます。工事場所は上富田町岩田地内となっております。工事の概要につきましては保育所の本体工事、木造一部鉄骨造平屋建て1,419.34平方メートルでございます。外部倉庫等工事で木造平屋建て40.5平方メートルでございます。プール設置工事は、FRP製で7メートルの4メートルとなっております。ほか外溝工事等でございます。

入札につきましては11月25日、指名業者5社により入札を行っております。指名業者につきましては株式会社後工務店、株式会社堀組、株式会社イワコー上富田、清水工務店、株式会社西峰工務店上富田営業所の5社でございます。

なお、保育所建設事業につきましては、債務負担行為により平成23年、24年の2カ年の事業となり、契約も2カ年となっておりますので、よろしくお願いたします。

また、別紙参考資料のとおり平成23年11月28日付で仮契約を締結しておりますが、契約条文中で議決、ご承認をいただいた時点で本契約の確定としてございます。ご承認のほど何とぞよろしくお願いたします。

続きまして議案第85号、工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき指名競争入札に付した平成23年度第2号保育所建設事業統合保育所建築機械設備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1. 契約の目的 平成23年度第2号保育所建設事業統合保育所建築機械設備工事。

2. 契約の方法 指名競争入札による契約。

3. 契約金額 4,274万250円。

4. 契約の相手方 和歌山県西牟婁郡上富田町生馬609番地の1、株式会社光和設備上富田営業所、上富田営業所長山本典文。

平成23年12月13日提出、上富田町長小出隆道。

本件につきましては、統合保育所建築機械設備工事でございます。工事場所は、同じく上富田町岩田地内となっております。工事の概要につきましては建築工事に付随する機械設備工事で、衛生器具の設備工事、給水設備工事、排水通気設備工事、空調設備工事等でございます。

入札につきましては、11月25日、指名業者10社により入札を行っております。指名業者10社につきましては、株式会社光和設備上富田営業所、山本施設工業株式会社上富田営業所、有限会社クボタ工事、株式会社栗田設備、橋本建設、菅根組、楠本重機、有限会社竹中水道商会、有限会社新庄水道商会、有限会社岡本工業の上富田営業所でございます。

なお、保育所建設事業につきましては、債務負担行為により平成23年、24年度の2カ年の事業となり、契約も2カ年となっておりますのでよろしくお願いたします。

また、別紙参考資料のとおり平成23年11月28日付で仮契約を締結しております

が、契約条文で議決、ご承認をいただいた時点で本契約の確定としてございます。ご承認のほど何とぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（奥田 誠）

教育委員会総務課長、笠松君。

教育委員会総務課長（笠松眞年）

よろしく申し上げます。私の方からは議案第86号について説明申し上げます。

議案第86号、工事請負変更契約の締結について、議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、平成23年6月16日契約に係る平成22年度 繰越第1号 中学校管理事業 上富田中学校校舎耐震化改修工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1. 契約の目的 平成22年度 繰越第1号 中学校管理事業 上富田中学校校舎耐震化改修工事。

2. 契約金額 変更前 一金9,145万9,200円。

変更後 一金9,219万6,300円。

（一金73万7,100円の増）

3. 契約の相手方 和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬2502-6、株式会社堀組代表取締役 堀 孝任。

平成23年12月13日提出、上富田町長小出隆道。

本件につきましては、平成23年6月16日契約に係る平成22年度 繰越第1号 中学校管理事業 上富田中学校校舎耐震化改修工事について請負変更契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求めるものであります。

契約金額につきましては、変更前9,145万9,200円、変更後9,219万6,300円、73万7,100円の増となっております。

変更の主な内容ですが、校舎の南側にあります井戸の上部につきまして生徒たちの通行等に支障があることから安全面を考え、井戸の上部を平坦に改修するもので、今回、増額変更をするものでございます。

別紙参考資料のとおり11月25日付で仮契約を締結しておりますが、契約条文で、議決、ご承認をいただいた時点で本契約とするとしておりますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

上下水道課長、植本君。

上下水道課長（植本敏雄）

それでは、議案第 87 号についてご説明申し上げます。

議案第 87 号、工事請負変更契約の締結について、議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、平成 23 年 9 月 14 日契約に係る平成 23 年度 第 1 - 1 号 公共下水道事業 朝来下水道管（22 工区）布設工事（補助）について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1. 契約の目的 平成 23 年度 第 1 - 1 号 公共下水道事業 朝来下水道管（22 工区）布設工事（補助）。

2. 契約金額 変更前 9,133 万 2,150 円。

変更後 1 億 740 万 300 円。

1,606 万 8,150 円の増。

3. 契約の相手方 和歌山市小松原通三丁目 69 番地株式会社浅川組 取締役社長 栗生泰廣。

平成 23 年 12 月 13 日提出、上富田町長小出隆道。

本案につきましては、現在、県道上富田すさみ線の阪和測量前から熊野高校手前の交差点までの間を推進工法で施工中でございます。今回、追加工事としまして、口径 150 ミリのリブ付き管 261 メーターを布設する工事でございます。工法につきましては自然流下方式で開削工法となっております。本工事を追加することによりまして、供用開始区域の拡大を図るものでございます。

次のページに参考資料といたしまして仮契約書の写しを添付してございます。仮契約書の最後の条項に、議会の議決を得た後、本契約とするとなっております。どうかご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

延 会

議長（奥田 誠）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

次回は、12月16日午前9時30分となっておりますので、ご参集願います。

本日はどうも12時を大幅に上回りまして、深くお礼を申し上げます。本日は皆さん、ご苦労さまでございました。

延会 午後0時37分